

平成 17 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションさくら苑 玉名市伊倉北方 1533 番地	社会福祉法人玉寿会	平成 17 年 4 月 25 日

## 熊本県告示第 552 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
株式会社コムスンあさぎりケアセンター 球磨郡あさぎり町上北 156 番地 2	株式会社 コムスン 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 樋口 公一	平成 17 年 4 月 20 日	43000100205110	身体障害者 居宅介護

## 熊本県告示第 553 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
株式会社コムスンあさぎりケアセンター 球磨郡あさぎり町上北 156 番地 2	株式会社 コムスン 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 樋口 公一	平成 17 年 4 月 20 日	43000200278116	知的障害者 居宅介護

## 熊本県告示第 554 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
株式会社コムスンあさぎりケアセンター 球磨郡あさぎり町上北 156 番地 2	株式会社 コムスン 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 樋口 公一	平成 17 年 4 月 20 日	43000300184115	知的障害者 居宅介護

## 熊本県告示第 555 号

熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 17 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項

熊本県地域総合整備資金貸付要項（平成 2 年熊本県告示第 367 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「新地域経済基盤強化対策実施要綱（平成 9 年 1 月 20 日付け自治画第 3 号自治事務次官通知）に基づき選定された「新地域経済基盤強化対策推進地域」又は」を削る。

第 13 条第 5 号中「破産」を「破産手続開始」に改める。  
 第 24 条を第 25 条とし、第 23 条の次に次の一条を加える。  
 (経過措置)

第 24 条 新地域経済基盤強化対策実施要綱(平成9年1月20日付け自治画第3号自治事務次官通知)に基づき選定された「新地域経済基盤強化対策推進地域」において平成16年度以前に貸付決定をした貸付対象事業に係る第5条第1項の適用については、同項中「24億円」とあるのは「30億円」と、「36億円」とあるのは「45億円」とする(当該事業が第4項に規定する「過疎地域」において実施される場合にあっては、第1項中「24億円」とあるのは「37.5億円」と、「36億円」とあるのは「56億円」とする。)

附則第2項中「平成16年4月1日」を「平成17年4月1日」に、「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に改め、同項の表中「26億円」を「25億円」に、「38億円」を「37億円」に改め、同項の表中第5条第6項の項の次に次のように加える。

第 24 条	24 億円	25 億円
	30 億円	33 億円
	36 億円	37 億円
	45 億円	48 億円
	「過疎地域」	「過疎地域」、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に規定する「離島振興対策実施地域」
	37.5 億円	41 億円
	56 億円	59 億円

附 則

- この要項は、告示の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- この要項の適用の日前に貸付決定がなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第556号

熊本県家畜改良増殖法施行細則(昭和26年熊本県規則第17号)第4条第1項の規定により、家畜体内受精卵移植に関する講習会及び修業試験を次のとおり実施する。

平成17年5月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 講習会の目的  
家畜の改良増殖を促進して畜産振興を図るため、家畜体内受精卵移植に関する知識及び技術を有する技術者を養成する。
- 講習会の対象家畜及び内容  
牛家畜体内受精卵移植
- 講習会の対象者及び人数  
牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者であって、家畜受精卵移植業務に従事しようとする者。10人程度。
- 講習内容

	科 目	時 間
学科	受精卵移植概論	8
	受精卵の生理及び形態	16
	受精卵の処理	16
	受精卵の移植	8
実習	受精卵の処理	50
	受精卵の移植	26

- 講習会の開催期間及び場所

- 1 期間  
平成17年6月14日(火)から7月8日(金)まで  
(土曜日及び日曜日を除く19日間)

- 2 場所  
菊池郡合志町栄3801 熊本県農業研究センター畜産研究所

- 6 受講申込方法  
受講希望者は、受講申込書(別記様式)に履歴書及び家畜人工授精に関する講習会修業試験合格証明書又は家畜人工授精師免許証の写しを添え、所轄地域振興局又は熊本県農政事務所を経由して5月24日(火)までに知事に提出する。

- 7 受講手数料  
手数料の額は、1人につき3万5千円とし、受講を決定した後に徴収する。

- 8 修業試験  
平成17年7月8日

- 9 その他

- 1 受講決定者には別途通知する。
- 2 講習会テキストは、「家畜人工授精講習会テキスト(家畜受精卵移植編)」及び「受精卵移植技術マニュアル」を使用する。

**熊本県告示第557号**

平成16年3月8日熊本県告示第175号の2（家畜伝染病予防法第52条の規定に基づく報告徴求）は、廃止する。

平成17年5月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県告示第558号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり手数料収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成17年5月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 委託の内容  
熊本県精神障害者社会復帰施設条例第5条に規定する施設使用料
- 2 委託の相手方  
社団法人熊本県精神科病院協会 熊本市水前寺六丁目43番7号くませいビル
- 3 委託する日  
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
- 4 契約締結日  
平成17年4月1日

**公 告**

**熊本県公告第350号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により建築協定を次のとおり認可する。

平成17年5月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 認可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市江津一丁目15番6号  
株式会社横田産業
- 2 協定の名称 甲佐芝原団地建築協定
- 3 協定区域の地名及び地番 上益城郡甲佐町大字芝原字芝原第二102番1、同102番5、同102番6、同102番7、同102番8、同102番9、同102番10、同102番11、同102番12、同102番13、同102番14、同102番15、同102番16、同102番17、同102番18、同102番19、同102番20、同102番21、同102番22、同102番23、同102番24、同102番25、同102番26、同102番27
- 4 協定区域の面積 6,242.58平方メートル
- 5 認可日 平成17年4月12日

**熊本県公告第351号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第5項の規定により、平成17年度の地籍調査事業に関する計画を次のように公告する。

平成17年5月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行う者の名称	調 査 地 域 名	調 査 期 間
熊本市	平山町、石原二丁目、神園一丁目、戸島一丁目、戸島六丁目、戸島七丁目及び戸島町の各一部並びに弓削町、鹿帰瀬町及び戸島西一丁目から七丁目までの全部	平成17年5月2日から 平成18年3月31日まで
八代市	昭和同仁町、昭和明徴町及び昭和日進町の各一部	
水俣市	薄原、宝川内、葛渡、長崎、市渡瀬、深川及び湯出の各一部	
山鹿市	菊鹿町上内田、菊鹿町山内及び菊鹿町矢谷の各一部	
牛深市	魚貫町の一部	
菊池市	麓、隈府及び四町分の各一部	
宇土市	下網田町、赤瀬町及び長浜町の各一部並びに旭町及び戸口町の全部	
上天草市	大矢野町登立、大矢野町中及び大矢野町維和の各一部	